

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年1月15日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年1月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営横波地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課
なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348041.html>）でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年1月23日から令和8年2月24日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月11日までに審査請求をすることができる。